

確定拠出年金 (DC)

2018年5月1日施行の法令改正の概要



確定拠出年金法令の改正により、事業主には DC 運営 についてガバナンスの強化が求められます

確定拠出年金制度は、ここ数年一連の改革が次々と施行されてきましたが、2018年5月1日付の法令改正はその総仕上げになります。今般の変更内容は運用商品と運営管理機関のモニタリングが中心となります。

確定拠出年金は加入者が運用商品を選択し、その運用成果を自己責任という形で受け入れる制度です。しかし、加入者が選択できる商品は、事業主ないしは運営管理機関があらかじめ選定提示したラインアップに限られます。つまりは、加入者に自己責任を問う前提として、事業主はいい商品を加入者等のために選定提示するとともに、いい商品ではないと判断されたら適宜入れ替えを行っていく責任があるということです。運用パフォーマンスが継続的に悪い商品や手数料が高い商品は、加入者が最終的に受け取る給付額に大きな影響を与えてしまいます。このような商品は除外されるべきですが、これまでの法制はそれができないルールになっていました。また、いったん DC 制度がスタートしてしまうと、運営管理機関のサービス内容を他社と検証する機会もこれまであまりありませんでした。

今般、右欄に掲載された諸改正が行われることによって、その改善が図られます。事業主としては、加入者の利益のことだけを考慮して運用商品や運営管理機関を選定していく必要があります（これを忠実義務といいます）、この実現に向けたアクションが求められます。

事業主が取るべき具体的対応

- DC ガバナンスポリシーの制定とガバナンス委員会の設立
- 運用商品の定期的なモニタリング、運用商品の除外・追加
- 加入者の投資行動パターンのモニタリング、継続教育の設計・実施
- 運営管理機関のサービスのレビュー
- 指定運用方法（デフォルト・ファンド）の考察ならびに設定

ウイリス・タワーズワトソンでは、改正された確定拠出年金法令に対応し、事業主が忠実義務を遂行するためのさまざまなサポートを提供しております。

改正法令の詳細や弊社のサービス内容については、下記までお問い合わせください。

【連絡先】

Phone : +81 (3) 6833 4605(部門代表)

e-mail: TW.BEN.Japan.Benefits.Seminar@willistowerswatson.com

法令改正の概要

【2018年5月1日付】

- 運営管理機関のレビュー・必要に応じた変更：少なくとも5年に一度必要
- 運用商品数の上限設定：企業型・個人型とも35本
- 元本確保型商品の提示義務の撤廃：ただし、リスク・リターン特性の異なる3つ以上の運用商品を提示すること
- 運用商品の除外要件の緩和：除外したい商品に投資している加入者等の3分の2以上の同意が必要
- 指定運用方法（デフォルト商品）の規定：労使協定に基づき設定。周知期間等の手続き要件が厳格化
- 継続教育の努力義務化：「配慮義務」から「努力義務」へ
- 従業員100人以下企業の従業員の個人型 DC への事業主拠出が可能に
- 中小企業退職金共済制度から DC への移換が可能に

【2018年1月1日付】

- 拠出限度額の管理が月単位から年単位へ